

## 平成29年葉山町議会第2回定例会提出議案

- |    |   |   |                            |
|----|---|---|----------------------------|
| 議案 | 4 | 平成29年度葉山町一般会計補正予算(第3号)  | } 別紙<br>「補正予算案の概略」<br>のとおり |
|    | 5 | 平成29年度葉山町介護保険特別会計補正予算(第1号)                                      |                            |
|    | 6 | 葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例<br>別紙「条例の概要」のとおり                     |                            |
|    | 7 | 葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例<br>別紙「条例の概要」のとおり          |                            |
|    | 8 | 葉山町職員定数条例の一部を改正する条例<br>別紙「条例の概要」のとおり                            |                            |
|    | 9 | 葉山町手数料条例の一部を改正する条例<br>別紙「条例の概要」のとおり                             |                            |
| 報告 | 1 | 平成28年度葉山町繰越明許費繰越計算書(一般会計)<br>平成28年度葉山町一般会計の繰越明許費繰越計算書について説明するもの |                            |
|    | 2 | 土地開発公社の経営状況に関する説明書の報告について<br>平成28年度の葉山町土地開発公社の経営状況について説明するもの    |                            |

## 平成 29 年度 6 月補正予算案の概略

(単位:千円)

会 計 名	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額
一 般 会 計	9,487,100		9,487,100
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	4,121,732	4,121,732
	後 期 高 齢 者 医 療	945,509	945,509
	介 護 保 険	2,828,972	2,828,972
	下 水 道 事 業	1,423,208	1,423,208
	計	9,319,421	0
合 計	18,806,521	0	18,806,521

### 1 一般会計

#### (1) 歳出

- 〔新〕葉山町特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の設置 450 千円  
保育施設等における重大事故の分析及び再発防止策の検討を行うために設置する検証委員会の委員報酬
- 町営住宅の修繕工事 1,028 千円  
町営滝の坂住宅の入居者が退去したことに伴う修繕工事
- 三ヶ岡山緑地津波避難路工事の追加経費 1,417 千円  
三ヶ岡山緑地津波避難路工事において、避難路設置場所の支持地盤が深かったことに伴う工事費の増額
- 町立図書館来館者用冷水機の設置 188 千円  
町立図書館来館者用の冷水機の設置工事
- 予備費(歳入歳出額の調整) △3,083 千円

### 2 介護保険特別会計

#### (1) 歳出

- 介護予防事業の更正増 342 千円  
介護予防活動の一層の普及促進を図るため、地域住民主体による介護予防事業として実施している「貯筋運動」の事業拡大に伴う更正増
- 予備費(歳入歳出額の調整) △342 千円

一般会計補正予算の内訳

○ 歳入

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
町 税	5,589,411	58.9		5,589,411	58.9
地 方 譲 与 税	58,001	0.6		58,001	0.6
利 子 割 交 付 金	5,000	0.1		5,000	0.1
配 当 割 交 付 金	40,000	0.4		40,000	0.4
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	25,000	0.3		25,000	0.3
地 方 消 費 税 交 付 金	470,000	5.0		470,000	5.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15,000	0.2		15,000	0.2
自 動 車 取 得 税 交 付 金	22,000	0.2		22,000	0.2
地 方 特 例 交 付 金	22,000	0.2		22,000	0.2
地 方 交 付 税	460,000	4.8		460,000	4.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,000	0.1		5,000	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金	100,214	1.1		100,214	1.1
使 用 料 及 び 手 数 料	173,644	1.8		173,644	1.8
国 庫 支 出 金	798,711	8.4		798,711	8.4
県 支 出 金	544,010	5.7		544,010	5.7
財 産 収 入	4,940	0.1		4,940	0.1
寄 附 金	3,000	0.0		3,000	0.0
繰 入 金	471,600	5.0		471,600	5.0
繰 越 金	200,000	2.1		200,000	2.1
諸 収 入	79,569	0.8		79,569	0.8
町 債	400,000	4.2		400,000	4.2
合 計	9,487,100	100.0	0	9,487,100	100.0

○ 歳出(目的別)

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
議 会 費	173,819	1.8		173,819	1.8
総 務 費	1,112,996	11.7		1,112,996	11.7
民 生 費	3,379,020	35.6	450	3,379,470	35.6
衛 生 費	1,227,014	12.9		1,227,014	12.9
農 林 水 産 業 費	56,132	0.6		56,132	0.6
商 工 費	80,062	0.8		80,062	0.8
土 木 費	1,349,360	14.2	1,028	1,350,388	14.2
消 防 費	556,772	5.9	1,417	558,189	5.9
教 育 費	993,675	10.5	188	993,863	10.5
災 害 復 旧 費	800	0.0		800	0.0
公 債 費	521,082	5.5		521,082	5.5
予 備 費	36,368	0.4	△ 3,083	33,285	0.4
合 計	9,487,100	100.0	0	9,487,100	100.0

# 条例の概要

## 題 名

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

特定教育・保育施設等における重大事故の発生原因及び再発防止のための措置に関する事項について調査審議する葉山町特定教育・保育施設等重大事故検証委員会を、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の附属機関として新たに設置することとした。

## 2 内 容

町長の附属機関として葉山町特定教育・保育施設等重大事故検証委員会を置き、委員の報酬を日額 18,000 円とすることとした。

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律における情報提供ネットワークシステムに係る規定の施行に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

- ( 1 ) 条例における「個人番号利用事務実施者」及び「情報提供ネットワークシステム」の定義を追加することとした。
- ( 2 ) 条例に規定する事務において、情報提供ネットワークシステムにより他の個人番号利用事務実施者からその保有する特定個人情報の提供を受ける場合は、当該特定個人情報を利用することができることとした。

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町職員定数条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

消防長の事務部局の職員の定数を改める必要があるため、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

消防長の事務部局の職員の定数を 52 人から 55 人に改めることとした。

## 3 施行期日

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

### 1 趣 旨

神奈川県屋外広告物条例の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

### 2 内 容

神奈川県屋外広告物条例第 2 条第 1 項の規定に基づく屋外広告物の掲出等の許可の申請に対する審査に係る事項について、次のとおり改めることとした。

- ( 1 ) 貼り紙の単位を 50 枚とすることとした。
- ( 2 ) 貼り札、電柱又は街灯柱を利用するもの、立看板、のぼり旗、表示面が固定されていない広告幕及び標識柱を利用するものの手数料を 1 枚、1 基又は 1 張につき 300 円とすることとした。
- ( 3 ) 電車、自動車等の外面を利用するものの手数料を 1 台につき 800 円とすることとした。
- ( 4 ) 建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するものを新たに定め、及び表示面が固定されている広告幕の手数料の規定を改めることとした。

### 3 施行期日等

- ( 1 ) この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ( 2 ) この条例による改正後の葉山町手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用することとした。